

本部における対応○ **Webによる広報**

- ・更なる保健事業の充実 … 1/5 特設ページの更新
2/1～2/26 Web広告 (Yahoo!、Google、Facebook/Instagram、LINE、SmartNews)
- ・令和6年度保険料率 … 2/16 特設ページを開設
2/22～3/21 Web広告 (Yahoo!、Google、Facebook/Instagram、LINE、SmartNews、ADMATRIX DSP)

○ **事業所（事業主）への広報**

- ・令和6年度保険料率 … リフレット（保険料額表）※2月発送分の納入告知書に同封

○ **関係団体を通じた広報**

- ・令和6年度保険料率 … 2/9 関係団体に周知広報の協力依頼
(日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会)
2月中旬～下旬 上述の3団体から各都道府県団体へ周知広報の協力依頼

支部における対応

○ 新聞広告による広報

- ・令和6年度保険料率 …… 3月 地方第一紙※（全5段広告を2回）

※地方第一紙と第二紙のシェア率が拮抗している都道府県においては、第一紙と第二紙に掲載。

○ 関係団体（商工会議所、商工会、中小企業団体中央会等）を通じた広報

- ・令和6年度保険料率

- … 1月～2月 支部長が関係団体（特に商工会議所連合会、商工会連合会、中小企業団体中央会）を直接訪問・説明の上、機関誌・会報誌への記事掲載等を依頼

- 2月～3月 会員事業所等への周知、機関誌・会報誌への記事掲載、ホームページ掲載 等

○ その他支部独自の広報

- ・令和6年度保険料率、更なる保健事業の充実、

- … 2月～3月 地域の特性に応じ、地元情報誌（フリーペーパー）、ラジオCMによる広報

● 令和6年度保険料率広報特設ページ

自分らしく、安心して働けるように、健康づくりをはじめませんか？

元気に働き続けるためには、日々の健康が大切。しかも、健康であればあるほど、保険料率の伸びを抑えられます。

令和6年度の保険料率表はこちら

保険料率の仕組み

協会けんぽの加入者・事業主の皆さまへ

実は… 都道府県ごとの医療費水準に基づき、都道府県ごとの保険料率を決定しています。

保険料率の伸びを抑えるためには、健康づくりサイクルをまわすことや上手な医療のかり方を中心に行うことが大切！

協会けんぽってなに？

協会けんぽの保険料率は都道府県支部ごとに毎年変わります。

保険料率が「高い」支部	最大差 1.07% の差	保険料率が「低い」支部
佐賀支部 10.42%		新潟支部 9.35%
福岡支部 10.35%		青森支部 9.49%
大阪支部 10.34%		沖縄支部 9.52%

全国平均 10.00%

● 保険料率が全国平均より「高い」支部
● 保険料率が全国平均より「低い」支部
● 保険料率が全国平均と「同じ」支部

● 令和6年度保険料率広報Web広告バナー

協会けんぽの加入者・事業主の皆さまへ

令和6年3月分(4月納付分)からの

保険料率のお知らせです。

保険料率・健康づくりに関する特設サイト公開中!

全国健康保険協会 協会けんぽ

協会けんぽの加入者・事業主の皆さまへ

令和6年3月分(4月納付分)からの保険料率のお知らせです。

自分らしく、安心して働けるように健康づくりをはじめませんか？

保険料率・健康づくりに関する特設サイト公開中!

全国健康保険協会 協会けんぽ

協会けんぽクイズ

みんなの取り組みで変わるのはどっち？

円周率 or 保険料率

全国健康保険協会 協会けんぽ

令和6年3月分(4月納付分)からの保険料率のお知らせです。

●令和6年度保険料率広報新聞記事

協会けんぽの加入者・事業主の皆さまへ

令和6年3月分(4月納付分)からの
保険料率のお知らせです

〇〇〇支部の
健康保険料率は **変更** となります

令和6年2月分(3月納付分)まで給与・賞与の **00.00%**

令和6年3月分(4月納付分)から給与・賞与の **00.00%**

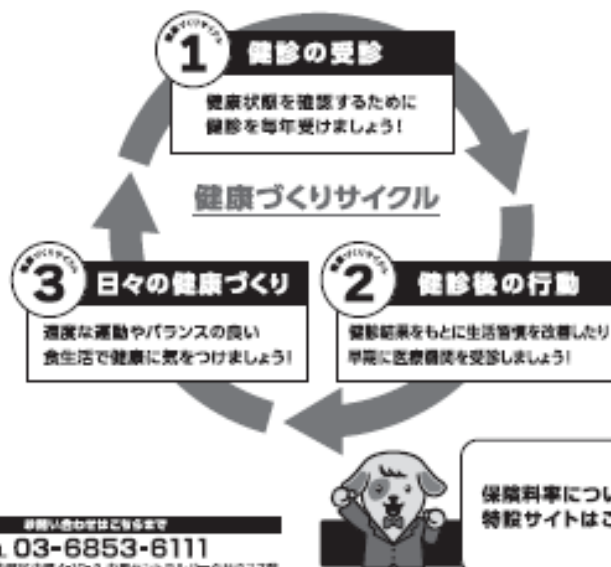
介護保険料率も **変更** となります

令和6年2月分(3月納付分)まで給与・賞与の **1.82%**

令和6年3月分(4月納付分)から給与・賞与の **1.60%**

元気に働き続けるためには、日々の健康が大切。
しかも、健康であればあるほど、保険料率の伸びを抑えられます。

**自分らしく、安心して働けるように
健康づくりをはじめませんか？**



35歳～74歳の被保険者の
方は「生活習慣病予防健診」
をご利用ください。

生活習慣病予防健診等の自己負担を軽減
しています。

令和5年
4月～

一般健診 **7,169円** → **5,282円**
対象: 35歳～74歳の被保険者(20歳)

付加健診 **4,802円** → **2,689円**

令和6年
4月～

付加健診の対象年齢について、
現行の40歳、50歳に加え、
45歳、55歳、60歳、65歳、70歳も
対象になります。

*付加健診とは、特定の年齢において、片足、足のうら、両肩といった部位の健診の様子を撮るための健診
設備が設置し、測定は「撮影機材」などを用いて撮影が行われる事業所施設といった、より詳細な検査です。



保険料率についての
特設サイトはこちら



皆さまの取組*に応じて、
都道府県の保険料率が
変わるインセンティブ制度
についてはこちら



*健康保険料と介護保険料は労使折半となります。40歳から64歳までの方(労働者)は健康保険料率に
会社・個人の負担保険料率が加わります。65歳以上の方は、原則として3割(2割)から労使折半の負担保険料率が適用されます。
*付加健診対象年齢の方は、令和6年4月1日の保険料率から変更となります。
*ご加入の支部は健康保険料率(負担割合)をご確認ください。(居住する事業所等とは異なる場合があります。)

全国健康保険協会 〇〇〇支部
協会けんぽ

お問い合わせはこちらまで
TEL 03-6853-6111
〒104-8540 東京都千代田4区D2 千代田セントラルビル7階707号

●令和6年度保険料率リーフレット

令和6年3月分(4月納付分)からの健康保険・厚生年金保険の保険料率表

- 健康保険料率:令和6年2月分～適用
- 厚生年金保険料率:平成29年8月分～適用
- 介護保険料率:令和6年2月分～適用
- 子ども・子育て支出金率:令和2年4月分～適用

等級	月額	報酬月額	全国健康保険協会健康保険料				厚生年金保険料(厚生年金基金加入者除く)	
			介護保険料2号被保険者に該当しない場合		介護保険料2号被保険者に該当する場合		一般、の内員・前員	
			全額	前半額	全額	前半額	全額	前半額
1	58,000	円以上	6,785.4	3,392.7	6,716.4	3,358.2		
2	68,000	63,000～	7,885.4	3,942.7	7,816.4	3,908.2		
3	78,000	73,000～	8,985.4	4,492.7	8,916.4	4,458.2		
4	88,000	83,000～	10,085.4	5,042.7	10,016.4	5,018.2	18,104.00	9,052.00
5	98,000	93,000～	11,185.4	5,592.7	11,116.4	5,568.2	17,654.00	8,827.00
6	108,000	103,000～	12,285.4	6,142.7	12,216.4	6,118.2	17,204.00	8,602.00
7	118,000	113,000～	13,385.4	6,692.7	13,316.4	6,658.2	16,754.00	8,377.00
8	128,000	123,000～	14,485.4	7,242.7	14,416.4	7,218.2	16,304.00	8,152.00
9	138,000	133,000～	15,585.4	7,792.7	15,516.4	7,778.2	15,854.00	7,927.00
10	148,000	143,000～	16,685.4	8,342.7	16,616.4	8,308.2	15,404.00	7,702.00
11	158,000	153,000～	17,785.4	8,892.7	17,716.4	8,878.2	14,954.00	7,477.00
12	168,000	163,000～	18,885.4	9,442.7	18,816.4	9,428.2	14,504.00	7,252.00
13	178,000	173,000～	19,985.4	9,992.7	19,916.4	9,998.2	14,054.00	7,027.00
14	188,000	183,000～	21,085.4	10,542.7	21,016.4	10,568.2	13,604.00	6,802.00
15	198,000	193,000～	22,185.4	11,092.7	22,116.4	11,138.2	13,154.00	6,577.00
16	208,000	203,000～	23,285.4	11,642.7	23,216.4	11,708.2	12,704.00	6,352.00
17	218,000	213,000～	24,385.4	12,192.7	24,316.4	12,278.2	12,254.00	6,127.00
18	228,000	223,000～	25,485.4	12,742.7	25,416.4	12,848.2	11,804.00	5,902.00
19	238,000	233,000～	26,585.4	13,292.7	26,516.4	13,418.2	11,354.00	5,677.00
20	248,000	243,000～	27,685.4	13,842.7	27,616.4	13,988.2	10,904.00	5,452.00
21	258,000	253,000～	28,785.4	14,392.7	28,716.4	14,558.2	10,454.00	5,227.00
22	268,000	263,000～	29,885.4	14,942.7	29,816.4	15,128.2	10,004.00	5,002.00
23	278,000	273,000～	30,985.4	15,492.7	30,916.4	15,698.2	9,554.00	4,777.00
24	288,000	283,000～	32,085.4	16,042.7	32,016.4	16,268.2	9,104.00	4,552.00
25	298,000	293,000～	33,185.4	16,592.7	33,116.4	16,838.2	8,654.00	4,327.00
26	308,000	303,000～	34,285.4	17,142.7	34,216.4	17,408.2	8,204.00	4,102.00
27	318,000	313,000～	35,385.4	17,692.7	35,316.4	17,978.2	7,754.00	3,877.00
28	328,000	323,000～	36,485.4	18,242.7	36,416.4	18,548.2	7,304.00	3,652.00
29	338,000	333,000～	37,585.4	18,792.7	37,516.4	19,118.2	6,854.00	3,427.00
30	348,000	343,000～	38,685.4	19,342.7	38,616.4	19,688.2	6,404.00	3,202.00
31	358,000	353,000～	39,785.4	19,892.7	39,716.4	20,258.2	5,954.00	2,977.00
32	368,000	363,000～	40,885.4	20,442.7	40,816.4	20,828.2	5,504.00	2,752.00
33	378,000	373,000～	41,985.4	20,992.7	41,916.4	21,398.2	5,054.00	2,527.00
34	388,000	383,000～	43,085.4	21,542.7	43,016.4	21,968.2	4,604.00	2,302.00
35	398,000	393,000～	44,185.4	22,092.7	44,116.4	22,538.2	4,154.00	2,077.00
36	408,000	403,000～	45,285.4	22,642.7	45,216.4	23,108.2	3,704.00	1,852.00
37	418,000	413,000～	46,385.4	23,192.7	46,316.4	23,678.2	3,254.00	1,627.00
38	428,000	423,000～	47,485.4	23,742.7	47,416.4	24,248.2	2,804.00	1,402.00
39	438,000	433,000～	48,585.4	24,292.7	48,516.4	24,818.2	2,354.00	1,177.00
40	448,000	443,000～	49,685.4	24,842.7	49,616.4	25,388.2	1,904.00	952.00
41	458,000	453,000～	50,785.4	25,392.7	50,716.4	25,958.2	1,454.00	727.00
42	468,000	463,000～	51,885.4	25,942.7	51,816.4	26,528.2	1,004.00	502.00
43	478,000	473,000～	52,985.4	26,492.7	52,916.4	27,098.2	554.00	277.00
44	488,000	483,000～	54,085.4	27,042.7	54,016.4	27,668.2	104.00	32.00
45	498,000	493,000～	55,185.4	27,592.7	55,116.4	28,238.2		
46	508,000	503,000～	56,285.4	28,142.7	56,216.4	28,808.2		
47	518,000	513,000～	57,385.4	28,692.7	57,316.4	29,378.2		
48	528,000	523,000～	58,485.4	29,242.7	58,416.4	29,948.2		
49	538,000	533,000～	59,585.4	29,792.7	59,516.4	30,518.2		
50	548,000	543,000～	60,685.4	30,342.7	60,616.4	31,088.2		

- 介護保険料2号被保険者は、40歳から64歳までの方であり、健康保険料率(3.88%)に介護保険料率(1.60%)が加わります。
- 等級の()内の数字は、厚生年金保険の標準報酬月額等級です。
- (1)等級の「報酬月額」欄は、厚生年金保険の場合「83,000円未満」と読み替えてください。
- (3)(2)等級の「報酬月額」欄は、厚生年金保険の場合「438,000円以上」と読み替えてください。
- 令和6年度における全国健康保険協会の任意継続被保険者については、標準報酬月額の上限は、360,000円です。
- 健康保険費負担分(賞与の前半額)の欄に円未満の端数がある場合
 - ①事業主が、給与から健康保険費負担分を控除する場合、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合には切り捨て、50銭を超える場合には切り上げて1円となります。
 - ②被保険者が、健康保険費負担分を事業主へ現金で支払う場合、健康保険費負担分の端数が50銭未満の場合は切り捨て、50銭以上の場合は切り上げて1円となります。
 - (注)①、②にかかわらず、事業主と被保険者間で取り決めがある場合には、特約に基づき端数処理をすることがあります。
- 納入告知書の保険料額、被保険者番号の保険料額を合算した金額となります。ただし、合算した金額に円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。
- 賞与にかかる保険料額
 - 賞与に係る保険料額は、賞与額が1,000円未満の端数がある場合「標準報酬月額」に、保険料率を乗じた額となります。
 - ※1.標準報酬月額の上限は、健康保険法第77条第1項第4号第2号の規定により、令和6年3月31日までの標準報酬月額が、令和6年3月31日までの標準報酬月額と子ども・子育て支出金率の場合は賞与1,000円となります。
- 子ども・子育て支出金
 - 事業主の方は、児童手当の支給に要する費用のうちの一部として、子ども・子育て支出金を負担いただくことになります。(被保険者の負担はありません。)
 - この子ども・子育て支出金の額は、健康保険各々の厚生年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額に、支出金率(0.16%)を乗じて算出した額となります。

東京支部

協会けんぽの加入者・事業主の皆さまへ
事業所内で閲覧をお願いいたします。

令和6年3月分(4月納付分)からの保険料率のお知らせです

東京支部の健康保険料率は変更となります

令和6年2月分(3月納付分)まで 給与・賞与の
令和6年3月分(4月納付分)から 給与・賞与の

10.00% ▶ **9.98%**

介護保険料率も変更となります

令和6年2月分(3月納付分)まで給与・賞与の
令和6年3月分(4月納付分)から給与・賞与の

1.82% ▶ **1.60%**

※健康保険料と介護保険料は別課税となります。
※40歳から64歳までの方(介護保険料2号被保険者)には、健康保険料率に全額一律の介護保険料率が加わります。
※賞与については、支給日が31日付から変更後の保険料率で適用されます。
※任意継続被保険者の方は、令和6年4月分の保険料率から変更となります。

健康保険料率9.98%のうち、6.56%分は加入者の皆さまの医療費等に充てられる基本保険料率となり、3.42%分は健康増進費医療費制度への支援金等に充てられる特定保険料率となります。



保険料率についての
特設サイトはこちら

●令和6年度保険料率リーフレット

協会けんぽの加入者・事業主の皆さまへ

元気に働き続けるためには、日々の健康が大切。
しかも、健康であればあるほど、
保険料率の伸びを抑えられます。

自分らしく、安心して働けるように
健康づくりをはじめませんか？



健康状態を確認するために
健診を毎年受けましょう！

35歳～74歳の被保険者の方は
「生活習慣病予防健診」をご利用ください。



協会けんぽの生活習慣病予防健診は、

- 血圧測定
- 血液検査
- 尿検査
- 心電図検査
- 胸部レントゲン検査
- 腹部レントゲン検査
- 便潜血反応検査

メタボリックシンドロームとともに

5大がん **胃** **大腸** **肺** **子宮** **乳** までカバー！

*子宮がん検診、乳がん検診は、別途自己負担が必要です。

生活習慣病予防健診等の自己負担を軽減しています。

5年 4月～	一部 健診	7,169円	→	5,282円	付加 健診	4,802円	→	2,689円
-----------	----------	--------	---	--------	----------	--------	---	--------

対象：35歳～74歳の被保険者（ご本人）

付加健診の対象年齢について、現行の40歳、50歳に加え、
45歳、55歳、60歳、65歳、70歳も対象になります。

*付加健診とは、窓口の年齢において、肝臓、胆のう、腎臓といった深部の臓器の様子を調べるための腹部超音波検査や、高血圧・脂質異常化などを見つける手がかりとなる眼底検査といった、より詳細な健診です。

実は・・・

都道府県ごとの **医療費水準** に基づき、
都道府県ごとの **保険料率を決定** しています。

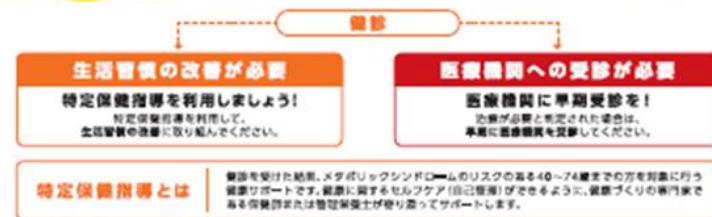


健診を受けた後の
行動こそが大切です！

健診はあくまでも生活習慣改善の必要性や
病気を発見するための手段です。



健診後の行動



日々の健康づくりも忘れずに！



日々の健康づくり



事業主・ご担当者の皆さまへ

生活習慣病予防健診の声かけ

生活習慣病予防健診を受診するよう対象の方へ周知いただけますようお願いいたします。

特定保健指導の声かけ

特定保健指導のご案内を対象の方へ健康にお渡しいただき、積極的な声かけをお願いいたします。

医療機関への受診の声かけ

医療機関への受診が必要と判定された場合には、勤務時間を受診できるようにする等、受診のための配慮をお願いいたします。

保険料率についての
特設サイトはこちら



皆さまの依頼*に応じて、
都道府県の保険料率が
変わるインセンティブ制度
についてはこちら



*特定健康診査・特定保健指導の実施状況

協会けんぽ

